

みや わか

市議会だより



12月定例会

審議結果報告及び賛否の分かれた議案	2~3
委員会報告	4
市長報告	4~5
一般質問	6~9
まちの話題、編集後記	10

No.85 令和7年2月1日号

審 議 結 果 報 告

1 2 月 定 例 会

議案番号	議 案 名	議決内容
承認第 2 号	専決処分の承認について（令和 6 年度宮若市一般会計補正予算（第 2 号）について）	原案承認
議案第 32 号	宮若市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 33 号	令和 6 年度宮若市一般会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
議案第 34 号	令和 6 年度宮若市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
議案第 35 号	令和 6 年度宮若市水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
議案第 36 号	宮若市特別職職員の給与等に関する条例及び宮若市職員の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 37 号	令和 6 年度宮若市一般会計補正予算（第 4 号）について	原案可決
議案第 38 号	令和 6 年度宮若市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
議案第 39 号	令和 6 年度宮若市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
議案第 40 号	令和 6 年度宮若市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
議案第 41 号	令和 6 年度宮若市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
議員提出議案 第 4 号	宮若市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

◆賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15
氏名	神谷 喜久雄	藤春 優二	松岡 史倫	清水 健太郎	山元 秀一	柴田 裕美子	染矢 正次	和田 善久	安永 友則	安河 英幸	茅野 勝	弓削田 敬	谷口 重隆	寶部 勝
議案														
宮若市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について ※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○

※ 1 反対討論（茅野 勝議員）

上程時に、総務委員会で行政効果、財政効果について十分に審議をするようにという申し入れを受けていた。それに対し、執行部の説明は非常に不十分であった。それどころか、今以上に経費がかかるという結果が出ている。

賛成討論（清水 健太郎議員）

本議案の機構改革によって、課題解決等を推進していくように願います。

令和6年度一般会計補正予算(第3号、第4号)及び各特別会計補正予算

今回の補正は、当初の見込みより利用増となったことによる障害者福祉費の不足額、11月上旬に発生した豪雨による災害復旧費、給与等改正による人件費の増額分、住民税非課税世帯への3万円の給付と同非課税世帯の子ども1人あたり2万円の給付事業等を行うための追加です。

会 計	補正前の額	補 正 額	補正後の額
一般会計	187億3,792万円	3億5,807万3千円	190億9,599万3千円
国民健康保険特別会計	33億2,688万2千円	18万9千円	33億2,707万1千円
下水道事業会計(収益的支出)	4億4,412万7千円	138万6千円	4億4,551万3千円
下水道事業会計(資本的支出)	8億7,993万3千円	△840万2千円	8億7,153万1千円
簡易水道事業会計(収益的支出)	1億2,369万8千円	9万5千円	1億2,379万3千円
水道事業会計(収益的支出)	5億3,968万円	△21万円	5億3,947万円

費目(一般会計のうち)	金 額	内 容
障害者福祉費	6,161万2千円	障害者介護給付費、障害者訓練費の不足額の充当
災害復旧費	6,489万1千円	11月豪雨災害等による道路、農業施設等の復旧費用
人件費	6,915万3千円	職員給与等の改正に伴う費用
住民税非課税世帯等 臨時特別給付費	1億6,241万7千円	住民税非課税世帯3万円 + 子ども(18歳以下)2万円/人の給付金

委員会での主な質疑

- ・放課後デイサービスの利用者、給付費が増額している。受け入れ状況と今後の見込みは。
- ・公民館などに資源回収場所があるが、市ゴミ袋の販売状況は。
- ・災害復旧の調査設計委託料の箇所数は。
- ・道路維持工事費の債務負担額は適量か。
- ・住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の一部繰越の理由は。

答弁

- ・令和6年度の報酬改定により、サービス費が高騰した。サービスを使えなく困っているという相談はなく、来年度も利用者は増と考える。
- ・リサイクルの推進もあり販売数は横ばい。3箇月程度の在庫を確保している。
- ・工事2箇所、増高申請図書作成1箇所。単独災害については職員で設計を行っている。
- ・前年度からの要望も踏まえ緊急性のある工事や梅雨前に実施する工事等をしており、例年11箇所程度である。
- ・給付金の支給対象者の把握、確認書等の発送作業、未申告者の事務手続き、転入者について転入前の自治体への課税調査等から事務処理に一定の期間を要するため。

委員会報告

12月定例会



委員長 安永 友則

専決処分承認について

衆議院議員総選挙に伴う補正予算を令和6年10月9日付で専決処分をしたため、その承認を求めます。

主な質疑

- ・機械・器具購入費について説明を。
- ・期日前投票所と、当日投票所の投票時間は。

答弁

- ・今回、国の選挙ということで、補助もあり、それを有効に活用し、投票用紙の計数機を新たに購入した。
- ・期日前投票所は、朝8時30分から午後8時まで。当日の投票所は、朝7

時から午後8時までである。

全会一致で承認

宮若市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

第2次宮若市総合計画後期基本計画に掲げる様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法の規定により、宮若市事務分掌条例の一部を改正するものです。

- ※デジタル戦略課（新設）、子育て福祉課↓こども家庭課（改編）、教育総務課（廃止）など

主な質疑

- ・今回の改正で、行財政効果がどれだけあるのか。
- ・職員数はどうなっているのか。

答弁

- ・効果を数値化して説明するのは難しいが、デジタル戦略課については、国を挙げてDXを推進しており、これをより一層推進するため、単独の課として設置をお願いしている。また、こども家庭庁の発足に伴って、こども

も家庭センターの設置などが求められており、業務を推進していくために、こういう体制をとりたいということをお願いしている。

- ・本年4月1日現在で、正規職員数が245名、会計年度任用職員数が183名で、合わせて428名である。

賛成多数で可決

宮若市特別職職員の給与等に関する条例及び宮若市職員の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、宮若市特別職職員の給与等に関する条例、宮若市職員の一般職の給与に関する条例の一部を改正するものです。

主な質疑

- ・物価高で、給料が上がると思うが、手取りがどれくらい変わるのか。
- ・今回の改正に伴い、差額の支給はど

うなるのか。

答弁

- ・年間で上がった場合に、税金関係が差し引かれた分が、手取りの収入増というふうに考えている。
- ・議決をいただいたら、12月27日に差額を支給予定である。

全会一致で可決

市長報告

◆市長報告 1

民事調停及び訴えの提起の報告について

市営住宅入居者のうち滞納月数が3箇月以上の者3名を対象に、6月24日、8月22日及び9月13日、直方簡易裁判所に調停を申し立てたところ、1名は調停が成立し、1名は調停の申立て後に納付がなされ、残る1名は調停出席せず不成立となりました。

調停不成立の1名については、相手

方が佐賀県唐津市に転出済みのため、8月8日に佐賀地方裁判所唐津支部へ明渡し訴訟を提起した結果、10月11日、滞納家賃の支払い及び住宅明渡しを命ずる判決を得ています。

◆市長報告 2

ハラスメントの防止等に向けた取り組みについて

本市におけるハラスメント対策は、これまで一般職員を対象とした要綱や指針等を定めており、職員による相談員の配置やハラスメント対策検討委員会の設置、また、ハラスメントに関する知識を習得するための研修の実施等を講じています。しかし、市長等特別職は対象としていなかったため、特別職によるハラスメントが発生した場合は、対策が不十分な状況でした。

また、顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントが社会的問題として本市でも対策が必要であることから、現在、市長をはじめとする特別職と、カスタマーハラスメン

トへの対策の検討を行っているところです。

◆市長報告 3

若宮小学校跡地活用事業の取組の経過について

若宮小学校跡地活用事業は、公募型プロポーザル方式による事業者選定により民間活力を導入し、住宅及び公園施設の整備を行うものです。

応募2社の事業者に対しヒアリング等の審査を行った結果、株式会社CH ECKホールディングスを優先交渉権者として選定し、業務委託契約の締結に向けて協議を行いました。作業スケジュールや国庫補助金申請に係る書類提出などの業務履行が困難であると判断したため、契約交渉終了の事務処理を進めています。

あらためて整備手法やスケジュールについて検討し、周辺道路の整備状況を鑑みながら定任促進への整備を進めていきます。



旧若宮小学校



市議会会議録はホームページからも閲覧できます。

<https://www.city.miyawaka.fukuoka.dbsr.jp/>






次回の定例会は 2月25日(火) 開会予定です。

皆さんの傍聴をお待ちしています。

本会議・各常任委員会等の日程については、日程が決まり次第、宮若市のホームページに掲載します。
小さなお子さんをお連れの方は議場への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。

市政を問う

一般質問は市民を代表し、市の施策・方針や課題について問います

質問者	質問事項	QR	質問者	質問事項	QR
1. 柴田 裕美子	1. 本市における水環境と汚水処理事業について伺う		4. 山元 秀一	1. 子どもたちの育成について、教育委員会の取組について問う 2. 事業の計画・決定における契約事務について問う	
2. 松岡 史倫	1. 本市の介護支援について問う 2. 部活動の地域移行について問う		5. 藤春 優二	1. ハラスメントの防止等に向けた取組について 2. 宮若市手話言語条例制定後の取組について	
3. 和田 善久	1. 課税客体について問う 2. 国保運営について問う		6. 安河 英幸	1. 子ども医療費助成制度の拡大について伺う 2. 広報の在り方について伺う	

※ QR から、一般質問の録画映像がご覧いただけます。

会議録は、議会事務局、若宮総合支所ハートフル、市内図書館および宮若市議会ホームページからご覧いただけます。

本市における水環境と汚水処理事業について伺う



柴田 裕美子

問 本市の汚水処理の現状と汚水処理事業計画について伺う。

答 市長

本市では、下水道と浄化槽により汚水処理を行っており、行政人口に占める汚水処理人口普及率は、令和5年度末時点で、公共下水道は15・7%、合併浄化槽は44・8%です。また、汚水処理事業については、下水道及び浄化槽の整備を効率的かつ適正に行う事業計画である「宮若市汚水処理構想」に基づき整備を見直し、今後も経営の健全化を図りながら汚水処理施設の整備及び普及促進に努めていきます。

問 本市の汚水処理人口の普及率の目標を伺う。

答 下水道課長

公共下水道普及率及び合併浄化槽普及率の合算値を令和27年度までに、99・2%を目標としています。

問 汚水処理の推進強化として、下水道接続に対し、高齢者や子育て世帯への補助金や、合併浄化槽への切り替えに対し補助金の上乗せはできないのか伺う。

答 副市長

汚水処理を進めていく事は、非常に重要な問題であると思えます。従来の合併浄化槽や水質改善のための高度合併処理槽に対しての上乗せ補助も有効な施策の一つだと思えます。他の市町村の状況も見ながら研究を進めていきます。

○宮若市汚水処理人口普及率

年度	公共下水道	合併浄化槽	汚水処理合計
平成30年度	13.5%	35.7%	49.2%
令和元年度	14.8%	36.6%	51.4%
令和2年度	15.5%	37.4%	52.9%
令和3年度	17.2%	38.6%	55.8%
令和4年度	18.4%	38.1%	56.5%
令和5年度	15.7%	44.8%	60.5%
令和27年度(20年概成)	43.1%	56.1%	99.2%

○他市町との合併浄化槽補助金比較(5人槽の場合)(円)

	汲み取り便槽からの切替	単独浄化槽からの切替
宮若市	532,000	722,000
鞍手町 ※1	682,000	682,000
飯塚市	722,000	752,000
嘉麻市	776,000	1,006,000
田川市	1,032,000	1,220,000
添田町	615,000	645,000
大牟田市	1,220,000	1,250,000

各市町のホームページより
※1 町ホームページに記載等がなく、担当課から聴取
いずれも令和6年12月現在の情報

本市の介護支援について問う 部活動の地域移行について問う



松岡 史倫

問 介護支援施策と本市の介護支援について評価を伺う。

答 市長

本市は、福岡県介護保険広域連合に加入していますので、介護サービスについては広域連合で実施されていますが、本市での介護支援施策については、「宮若市高齢者計画」において、「自立生活支援の充実」「生きがいづくり・社会参加の機会の充実」「安全・安心な生活環境の充実」の3つの基本目標のもと、高齢者の在宅生活継続のための支援や介護予防の推進、認知症高齢者支援体制の充実などの各施策を展開し、取り組んでいるところです。

また、評価については、宮若市高齢者福祉

計画において、それぞれの施策ごとに評価と課題を抽出し、今後の取組を挙げていきますが、介護支援に関連した取組については、見込値に届かなかった事業もあるため、事業内容等を見直しながら各種事業を推進していきます。

問 現在の移行状況と課題、その解決策について伺う。

答 教育長職務代理者

現状としては、本市は昨年度から県の実証事業に参加し、本年度から、宮若東中学校と宮若西中学校のソフトテニス部において休日の活動を地域クラブが、宮若東中学校の美術部において水曜日の活動を文化連盟が指導者となり、地域移行を

しています。課題としては、指導者を確保し、参加できる部活動数を増加すること等があります。また、改革期間が当初の令和8年度までから令和13年度までに延長される等、国の動向が不安定であり、今後の見通しを立てにくい一面もあります。

これらの課題を解決するために、教育委員会としては、部活動地域移行に関するコーディネートネットワークを配置し、国や県、他市町の動向を注視しながら、学校や関係団体と連携し、部活動の地域移行を推進していきたいと考えています。

課税客体について問う 国保運営について問う

問 税法上での公平さは守られているか。

答 市長

課税所得や土地・家屋などの不動産、事業用の償却資産など課税対象となる物件、行為、事業等の課税客体を的確に把握し、必要に応じて国や県、関係団体などへの調査を含め、納税義務者に適正な課税を行っています。

問 国保税の都道府県単位化について。

答 市長

国民健康保険制度は、平成30年度から都道府県が運営主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、運営の中心的な役割を担い、市町村は共同運営という形で制度の安定化が図られています。

問 新たな手法によって課税客体を適正に把握するべき時期に来ているのではないか。

県と市町村が協議して策定する「福岡県国民健康保険運営方針」に基づき、事務の効率化・標準化等を推進しているところですが、

答 税務収納課長
今までの手法以外に効果的に把握できる方法等を検討し、より適正な課税を行うことで、公平さを確保したいと考えています。



和田 善久

県は、国保運営の安定化のために、医療費や保健事業に対して市町村に交付金を支給し、市町村は県に保険料や保健事業の運営費を納めています。

県内どの市町村に住んでいても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料となるよう保険料水準の統一を最終目標とし、市町村ごとの標準保険料率の算定及び公表、また医療費適正化のための保健事業の取組への必要な助言や支援を行うこととなっております。



子どもたちの育成について、教育委員会の取組について問う 事業の計画・決定における契約事務について問う

問 「確かな学力、豊かな心の育成」とした教育施策にあたり教育委員会の関わりや、コミュニティスクールを始め学校支援等の教育環境の整備について伺う。

答 教育長職務代理者

一人一人の子どもに必要な学びを保障し、学習理解を深めるために学力向上教科指導員や特別支援教育支援員等の採用、ICT機器を活用できる環境の整備を行っています。

夏休み明けや放課後には、学習する習慣や学力を補うことを目的とした「サマースクール」と「みやわかアフタースクール」、進路を見据えた発展的な学習やキャリア教育の推進を目的とした大手学習塾による「MUSUBU

スクールみやわか」を実施するなど、発達段階や校種を踏まえた取組を推進しています。

答 市長

コミュニティスクールの効果では、保護者や地域の方に自分達の方で学校をより良いものにしていくこうとする意識が高まり、子ども達には、地域で育てられていくという安心感の醸成が期待できます。

問 契約にあたりプロポーザル方式の優位性は。

答 市長

プロポーザルは参加者の提案に対し、高度な技術力、創造性、経験等を審査し、業務遂行能力等を総合的に判断することで、最適な候補者を選定できるメリットがあります。



山元 秀一



荒牧直子先生による「情報モラル教室」
【資料】NPO 法人子どもとメディア

ハラスメントの防止等に向けた取組について

宮若市手話言語条例制定後の取組について



藤春 優二

問 本市は、職員の働きやすい良好な環境づくりのため、市長をはじめとする特別職と、カスタマーハラスメントへの対策も含めた検討を行っているとのことだが、検討内容の詳細と今後のスケジュールについて伺う。

答 市長

本市におけるハラスメント対策については、これまで本市が定めていた要綱や指針等は、一般職員のみを対象とし、特別職については対象としていなかったため、特別職によるハラスメントが発生した場合、その対策が不十分な状況でした。

また、職員以外の者からのハラスメントについても、対応に苦慮する事案が発生してい

ることから、その対策が求められています。

そのため、対象者に、市長をはじめとする執行部の特別職を加えることや、職員以外の者からのハラスメントの対応等についても検討しています。

今後、できるだけ早期に見直しを行い、良好な職場環境の構築に努めていきます。

問 手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、制定された手話言語条例への本市の取組について伺う。

答 市長

宮若市手話言語条例については、令和4年12月議会において議決され、手話が言語であ

るといふ認識のもと、手話に対する理解を広め、全ての市民等が地域で支え合う共生社会を実現することを目的として、制定したものです。

本市の取組として、手話通訳者設置事業や手話奉仕員養成講座等を実施しています。

また、令和6年4月から、手話通訳者を育成するため、全国手話検定試験を受験する者に対し、受験料の補助金を交付する事業を行っています。今後も、手話の会等の関係者と意見交換を行いながら、目的達成に向けた取組を進めていきます。

子ども医療費助成制度の拡大について伺う

広報の在り方について伺う



安河 英幸

問 宮若市における子ども医療費助成制度の拡大について、過去の一般質問での答弁を踏まえ、市長の考えを再度伺う。

答 市長

本市の子ども医療費助成制度の現状は、就学前の子どもについては、入院・通院ともに無償とし、小中学生については、入院は月7日まで1日500円を、通院は1箇月、1医療機関につき1,200円を自己負担額の上限として、残りの医療費の助成を行っています。

本年3月議会及び6月議会において、子ども医療費助成制度の18歳までの拡大の検討について一般質問を受け、近隣自治体の子ども医療費助成制度の状

況等を調査しました。

現在は、対象年齢や自己負担額、また財源の確保など、近隣自治体の状況を踏まえながら、子育て世帯の経済的支援や、定住化促進の一助を担う制度とするために、内容の詳細について本市で可能な助成制度の範囲を検討しているところです。

問 広報は、誰のためにあるのか。また、どのような記事を掲載することに主眼を置いているのか伺う。

答 市長

広報とは、市政に対する市民の正しい理解と積極的な協力を得るため、市が行う各種施策等の適切な周知啓発を図るための活動と定義されています。本市においては、広報は市

民一人ひとりのため、また地域全体のためであるものと考え、市民をはじめ、市内で活動する事業者や訪問される方等を対象に情報提供を行っています。

また、具体的な記事としては、行政情報の提供、市民生活に役立つ情報、地域の魅力発信及び市民の声や参加を促す情報に主眼を置いて周知啓発を図っているところです。

今後も、市民にとって身近で有益な情報を伝えられるよう努めていきます。



ハートトゥハート第九コンサート



若宮八幡宮放生会大祭



千石



清水寺 竹灯籠



地域自主防災研修会

ちよつと一言

◆ 市民のための議会であってほしい。市民ファーストで。

60代 男性

◆ 議員さん達は現場に出て、市民の意見を聞き、市民の状況、市内の状況を見て聞いて見つめてください。

60代 性別不明

◆ 教育長不在が長くなりますが、代理者で良いのか。しっかりした議論の上、宮若市の教育・子供達ファーストでやっていただきたい。

60代 性別不明

◆ 人口減少が進むのは議会の市つくりが疎かになっている。

70代以上 男性

アンケートへのご協力ありがとうございました。今後の議会運営の参考にさせていただきます。

編集後記

新年を迎えて早ひと月、皆様はどのような年始をお過ごしになりましたか。昨年も色々なことがありましたが、令和6年の「今年の漢字」に選ばれた漢字は「金」でした。「新紙幣発行」や「オリンピックの金メダル」「政治と金の問題」などが国民にとって印象的だったようです。

「今年の漢字」は漢字の素晴らしさや奥深い意義を伝えるために1995年から始まり、京都市に本部がある「日本漢字能力検定協会」がその年の世相を表す漢字ひと文字を一般から募集し、最も多かった字が選ばれます。

やはり、一年を振り返る時に温かい気持ちになりたいものです。令和7年が市民の皆様にとって良い年であり、市民の皆様が思う「今年の漢字」が心温まるひと文字になりますことを祈念いたします。

藤春 優二

議会広報調査特別委員会

- 委員長 山元 秀一
- 副委員長 松岡 史倫
- 委員 染矢 正次
- 委員 清水 健太郎
- 委員 藤春 優二
- 委員 神谷 喜久雄
- 委員 安河 英幸